
第 2 章

高齢者保健福祉計画

第 1 節 生きがいの場の充実

- 1 健康と生きがいづくりの支援
- 2 社会で活躍できる場の充実

第 2 節 生活支援体制の充実

- 1 高齢者福祉サービスの充実
- 2 高齢者福祉施設の充実
- 3 高齢者への虐待防止対策等の強化

第1節 生きがいの場の充実

1 健康と生きがいづくりの支援

高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい生活を送るためには、精神的にも身体的にも健康であり続けることが基本であり、地域や社会との関わりの中で、健康の維持と社会参加に努めながら、様々な場面において主体的に活動していくことが重要です。

また、高齢者が多様な生活支援サービスの担い手となる等、社会的な役割を持つことは、自らの生きがいや健康づくりにも繋がります。

このように、身近な地域の人々とのつながりを持ち、少しでも社会的な活動に参加することは、仲間づくりのきっかけになるとともに、主体的な活動の第一歩となります。

こうした視点に立ち、健康と生きがいづくりを支援するための各種施策を推進します。

※ 各種施策の実施や支援に当たり、高齢者福祉課以外の所管する取組みについては、括弧書きでその主体を表記しています。

(1) 高齢者の生きがいづくりへの支援

高齢者が、これまで培ってきた知識や技術、経験等を活かしながら、地域の中でその役割を果たしていけるよう、老人クラブ活動やボランティア活動など、地域社会の担い手として活躍していける体制づくりが必要です。

また、高齢者が地域の中で活躍し、生きがいを持って生活していくことができれば、それが地域全体の活性化にもつながることから、地域にある施設などの資源を活用しながら、関係部署や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、これを支える各種施策の展開を図ります。

さらに、介護予防の普及・啓発といった観点からも、機会をとらえ高齢者の生きがいづくりの支援を推進していきます。

① 老人クラブ活動の支援

現状と課題

老人福祉法に基づく老人クラブ活動は、長年培ってきた知識や経験を生かした社会活動を通じ、会員相互の健康づくりや高齢者の生きがい、さらには地域づくりを進めています。中で重要な役割を担っています。

近年では、価値観の変化・多様化などから、クラブ数・会員数とも減少傾向にあります。

■老人クラブの状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
クラブ数	71	69	
会員数（人）	2,840	2,628	

※各年 3 月 31 日現在、平成 29 年度欄は、平成 30 年 3 月 1 日現在

今後の方向性

引き続き、広報活動等を通じて、PR と新規加入を促進していくとともに、様々な活動に対して支援していきます。

また、これまでの活動に加えて、高齢者の社会参加による日常生活の困りごと支援、見守り支援、介護予防などの健康づくり支援のさらなる充実が図られるよう支援していきます。

② 敬老事業の実施と支援

現状と課題

敬老模範家庭、三夫婦世帯及び金婚夫婦を表彰する「敬老祝賀式典」の開催や、長寿のお祝いとして敬老祝金（市内商店共通商品券）の贈呈等を通じて、市民の敬老精神の高揚・啓発を図るとともに、各地区敬老会事業に補助金を交付することにより、地域における高齢者の交流の場として活用できるよう支援するものです。

対象者の増加に伴う事業費の増大が課題となっています。

■各種敬老事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
敬老模範家庭の表彰（件）	4	2	2
三夫婦世帯の表彰（件）	1	0	2
金婚夫婦の表彰（組）	207	103	169
敬老会事業補助金の交付（千円）	10,170	10,519	10,925
敬老祝金の支給（人）	77歳【1万円】	797	734
	88歳【2万円】	337	324
	99歳【3万円】	22	26
			15

今後の方向性

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも元気に生活できるよう、各地区敬老会事業の支援を継続するとともに、市民への敬老意識の啓発に努めます。

また、高齢化の進展に伴い、財源の確保がより厳しさを増すことから、事業内容の見直しや費用対効果などを含め、持続可能な敬老事業の在り方について検討します。

③ いきいき・元気サポーターの登録促進

現状と課題

地域住民同士が、共助の理念に基づき支え合い・助け合いの活動を行うことで、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、有償ボランティア活動を行う「いきいき・元気サポーター」を登録・養成しております。(○頁に関連記載)

サポーターは、高齢者等の日常生活に生じる困り事などに対し、自身のできる範囲で手を差し伸べ、様々な支援を行います。

サポーターの登録者では、60歳代から70歳代の方が占めており、高齢者自身の生きがいの場として機能している一方で、サポーターの高齢化も同時に進行しております。

近年、サポーターの登録者数が伸び悩んでいることから、新たなサポーターの掘り起しが課題となっています。

■いきいき・元気サポーターの登録者数の実績と目標 (人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
登録者総数	196	176		180	190	200

※H29年度欄は平成30年3月1日現在

今後の方向性

定年退職等により、高齢者が地域で過ごす時間が増えていることから、市報や市ホームページなどを通じて、制度の周知を図るとともに、ボランティア養成講座なども検討していきます。

また、サポーターがより活動しやすい環境を整えるとともに、高齢者自身の生きがいづくりの場としても認識してもらえるよう、新たな活動の展開を積極的に図ります。

④ 生涯学習の機会の提供（中央公民館）

現状と課題

少子・高齢化の急速な進展に伴い、各地域公民館では、高齢者が生きがいをもって生活できるよう各種事業を幅広く展開し充実を図ることで、セカンドライフをより有意義に過ごすための支援に努めています。

高齢者の生涯学習への意欲や学習機会のニーズは、今後ますます高まっていくことから、各年齢に応じた事業内容の工夫や利用の促進を図り、公民館が高齢者にとってより身近な魅力ある施設となるよう積極的に取り組んでいます。

■高齢者学級への参加状況(延べ参加者数) (人)

	H27年度	H28年度	H29年度
忍・行田公民館	343 (9)	374 (9)	
佐間公民館	320 (10)	320 (10)	
長野公民館	414 (8)	414 (8)	
桜ヶ丘公民館	182 (9)	212 (10)	
星河公民館	185 (6)	197 (8)	
持田公民館	257 (7)	250 (7)	
荒木公民館	262 (8)	226 (8)	
須加公民館	166 (8)	182 (7)	
北河原公民館	120 (8)	108 (8)	
埼玉公民館	46 (4)	45 (4)	
星宮公民館	193 (6)	187 (6)	
太井公民館	297 (11)	384 (12)	
下忍公民館	154 (5)	160 (5)	
太田公民館	96 (9)	79 (9)	
地域文化センター	64 (10)	48 (9)	
南河原公民館	114 (5)	51 (3)	
計	3,213 (123)	3,237 (123)	

※括弧内数字は開催回数

今後の方向性

高齢者の公民館活動の活性化を推進し、講座内容の改善に努めるとともに学習ニーズを的確に把握し参加者の増加に努めます。

また、参加者自らが、公民館で得た知識や技能をそれぞれの地域に還元し、地域社会へ貢献できるよう今後も支援を継続していきます。

⑤ いきいきサロン事業の充実（社会福祉協議会）

現状と課題

ひとり暮らしなどで自宅に閉じこもりがちな高齢者が、その自宅から歩いて行ける範囲で気軽に集える場として、市内に約90の「いきいきサロン」が設置されています。

各サロンでは、地域住民やボランティア等の協働により、仲間づくりや生きがいづくりなどを目的とした活動が行われており、社会福祉協議会がその運営支援を行っています。

自治会や民生委員など、地域全体のつながりによる運営や、参加者のさらなる掘り起こし等が課題となっています。

■いきいきサロン設置数の実績と目標

(件)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
設置数	90	89		95	100	105
参加者数（人）	1,953	1,892		1,910	1,960	2,010
協力員数（人）	525	506		530	540	550

※H29年度欄は見込み値

今後の方向性

サロン参加者の声に耳を傾け、地域の福祉課題の発見に努めるとともに、介護予防や特殊詐欺被害防止などにつながる生活関連情報の提供に努めます。

また、既存のサロンがその活動を継続できるよう、引き続き運営の支援に努めるとともに、サロンやそれに代わるものがない地域においては、新規サロンの設置を支援していきます。

⑥ 総合福祉会館における各種事業の充実（社会福祉協議会）

現状と課題

総合福祉会館「やすらぎの里」において、訓練機器や訓練用プールを利用し、身体機能の維持・向上と健康増進を図ることを目的とした機能回復訓練事業や、生きがいづくりや社会参加を支援する各種教室を実施しています。

参加者の増減については、教室ごとにバラツキがあるため、均一化をはかることが課題となっています。

■総合福祉会館における各種事業の参加者数の実績と目標 (人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
機能回復訓練室	14,969*	16,890*		16,500	17,000	17,500
プール	8,126*	9,570*		9,000	9,300	9,600
カラオケ教室	224	216		210	216	222
骨盤シェイプアップ教室	112	130		134	138	142
ノルディックウォーキング教室	115	—		—	—	—
マージャン教室	308	288		—	—	—
水泳教室	92	106		111	114	117
脳トレ・体操教室	72	147		140	151	155
水中ウォーキング	46	51		48	49	50
水中若返り	43	43		45	45	45
背泳ぎ教室	40	37		36	37	38
陶芸教室	119*	117*		108	111	114

*は障がい者を含む人数

今後の方向性

広報活動や実施方法の工夫・改善をはじめ、新規の教室を開催することで、より多くの方の参加を得られるよう努めます。

(2) 保健事業の推進

高齢者は、加齢に伴い身体機能が低下し、疾病にかかりやすくなります。

生活の質をできるだけ維持し、健康で自立した生活を送るためには、いわゆる健康寿命（健康で活動的に暮らせる期間）を延ばすことが重要です。今後、さらなる高齢化の進展に対応していくためにも、その延伸はより重要となっていきます。

要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として、「自分の健康は自分で守る」という意識をしっかりと持ち、健診（検診）や健康教育などの保健事業の積極的な利用を心がけるほか、食事・運動・休養に関する工夫・改善を取り組んでいくことが大切です。

そのため、市民一人ひとりが生涯を通じて健康づくりに取り組んでいけるよう、各種保健事業に取り組んでいきます。

① 市民けんこう大学・大学院の充実（保健センター）

現 状

健康づくりに関する各種講座を、年間を通じて定期的に提供するため、平成24年度から「市民けんこう大学」を、翌25年度から同大学院をそれぞれ開設し、健康志向の高い市民の増加を図るとともに、健康情報の発信源となる人材の育成を行っています。

■市民けんこう大学・大学院への参加者の状況 (延べ人数)

	H27年度	H28年度	H29年度
市民けんこう大学	589	393	
市民けんこう大学院	893	356	

今後の方向性

多くの市民が健康に関心を持ち、積極的に参加できるよう、講座内容等について適宜見直しを行い、魅力ある大学・大学院の運営に努めます。

また、地域全体に健康増進意識を普及できるよう、各課程を修了した修了生との協働のもと、健康情報のさらなる発信に努めます。

② 健康手帳の交付（保健センター）

現 状

健康手帳の交付は、各健診（検診）において行い、健診（検診）の記録等を記載することで健康管理に活用されています。

今後の方向性

自らの健康管理の記録として有効であるため、継続して実施していきます。

③ 健康相談の充実（保健センター）

現 状

保健センターを会場とした健康相談を実施し、相談内容に応じて保健師または栄養士が対応しています。

■健康相談の実績と見込み (人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
相談者数	17	13		35	40	45

今後の方向性

周知や実施の方法などを工夫し、引き続き、気軽に相談できる場の創出に努めるとともに、一人でも多くの方の疑問に応え、その相談に真摯に向き合います。

④ 健康教育の充実（保健センター）

現状と課題

健康教育について、教室を開催して提供しているほか、がん検診時など様々な機会を捉えて実施しています。さまざまな健康情報が氾濫する中、正しい知識の普及が課題です。

■健康教育の実績と目標

(回)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
開催回数	47	56		60	60	60

今後の方向性

市民ニーズに合った教室の開催や、周知方法の工夫により参加意欲を高め、より多くの方への情報提供及び行動変容に取り組みます。

⑤ がん検診の受診促進（保健センター）

現 状

集団検診と個別検診の2つの方法により、がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療へと繋げています。また、平成29年度から胃がん検診はレントゲン検査と内視鏡検査のどちらかを選択することができるようになりました。

70歳以上の方の費用を全額免除（市の負担）しています。

■がん種別受診者数の実績と目標

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
胃がん検診	1,174	1,078		1,600	1,700	1,800
乳がん検診	1,970	1,355		2,000	2,100	2,200
子宮がん検診	1,675	1,301		2,100	2,200	2,300
肺がん検診	1,625	1,513		1,800	1,900	2,000
大腸がん検診	5,814	4,940		5,000	5,500	6,000
前立腺がん検診	2,069	2,166		2,200	2,300	2,400

※H29年度欄は平成30年1月末日現在

今後の方向性

各種がん検診の実施・方法等を工夫することにより、受診者数の増加に努めます。

⑥ 歯周病検診の受診促進（保健センター）

現状と課題

80歳になっても自分の歯を20本残すことができるよう、歯周病検診を実施しています。40歳から70歳まで5歳刻みの年齢の方を対象としており、70歳の方の受診費用を全額免除（市が負担）しています。

対象者への個人通知により受診者は増加しましたが、歯周病への理解や関心をさらに高めていく必要があります。

■歯周病検診の実績と目標 (人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
受診者数	184	312		330	340	350

今後の方向性

対象者への通知と併せ、受診費用の全額免除（70歳の方）を継続することで、引き続き、受診の促進に努めます。

⑦ 肝炎ウイルス検診の受診促進（保健センター）

現 状

健康増進法に基づき、肝炎ウイルス検診を実施しています。70歳以上の方の費用を全額免除（市が負担）しています。

今後の方向性

肝炎に関する正しい知識の普及に努め、検診の必要な方への受診促進を図り、肝炎による健康障害の回避や症状の軽減等を図ります。

⑧ 高齢者肺炎球菌予防接種の推進（保健センター）

現 状

定期接種^{※1}は、65歳の方を対象として行うものですが、平成30年度までは経過措置として、65歳から100歳まで5歳刻みの年齢の方を対象として行います。

平成31年度以降は、65歳の方を対象として行います。

※1 疾患の発生及び集団でのまん延の予防または個人の発病及びその重症化の予防などのために行う予防接種

■高齢者肺炎球菌予防接種の実績と見込み

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
接種者数	2,015	2,419		2,500	600	600

※H29年度欄は平成30年12月末日現在

今後の方向性

対象者への個人通知や市報・市ホームページなどを通じて積極的に周知することにより、一人でも多くの対象者が接種を受けられるよう努めます。

⑨ 高齢者インフルエンザ予防接種の推進（保健センター）

現状と課題

季節性インフルエンザのまん延と重症化の予防を目的に、予防接種法に基づく定期接種として、高齢者インフルエンザ予防接種を実施しています。団塊世代の高齢化に伴い、接種を受ける方の数は増加傾向にあります。

65歳以上の方を対象としています。

■高齢者インフルエンザ予防接種の実績と見込み

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
接種者数	11,655	11,914		13,000	13,000	13,000

※H29年度欄は平成29年12月末日現在

今後の方向性

市報や市ホームページなどを通じて積極的に周知することで、一人でも多くの対象者が接種を受けられるよう努めます。

⑩ 特定健康診査・特定保健指導及び後期高齢者健康診査の受診促進（保険年金課）

現状と課題

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査^{*1}及び後期高齢者健康診査^{*2}を実施し、生活習慣病の予防や早期発見につなげることで、重症化を予防し、健康新命の延伸や今後増大する医療費の抑制に努めています。

近年、受診率がほぼ横ばいで推移しているため、その向上を図るとともに、受診結果を活用した効果的な保険事業の実施に取り組む必要があります。

※1 公的医療保険（本計画では国民健康保険）における40歳以上の被保険者を対象とした健康診査

※2 後期高齢者医療保険における75歳以上の被保険者を対象とした健康診査

■特定健康診査及び後期高齢者健康診査の状況 (人)

		H27年度	H28年度	H29年度
特定健康診査	対象者数	16,478	15,895	
	受診者数	5,690	5,477	
	受診率	34.5%	34.5%	
後期高齢者健康診査	対象者数	9,529	9,837	
	受診者数	2,167	2,486	
	受診率	27.46%	25.27%	

※H29年度欄は平成30年2月26日現在

今後の方向性

特定健康診査の受診率向上のために、ハガキや電話等による未受診者への積極的な受診勧奨や受診歴のある方に対しても継続受診を促すなど対象者の属性に応じた取り組みを実施していきます。

また、受診の結果、生活習慣を改善する必要性が高いと判定された方に対しては、引き続き、特定保健指導を実施していきます。

さらに、健康診査の結果から地域の健康に関する課題を抽出し、その解決に取り組みます。

⑪ もの忘れ検診（認知症検診）・薬剤師居宅療養管理指導

平成 29 年度から、毎年度末を基準日として 50・55・60・65・70 歳の方に対し、認知症の早期発見と早期治療を促進し、市民の健康の保持増進に寄与することを目的として、もの忘れ検診（認知症検診）を開始しました。

また、適正な服薬管理及び治療を行うことを目的として、検診にて認知機能の低下が認められた方に対して、必要に応じ薬剤師が服薬に関する訪問指導を実施する薬剤師居宅療養管理指導も併せて開始しています。薬剤師が訪問することで、処方医と連携し、残薬や服薬の自己中断、重複投与等の有無を早期に発見し、服薬が正しくできるように支援します。

現 状

平成 29 年度より、新たに開始した検診で、市民へのさらなる周知が必要であると考えられます。引き続き、この検診の重要性等を周知し、受診者の増加を図り、認知症の早期発見及び早期支援につなげることで、安心して地域生活を続けられるようにしていく必要があります。

■ もの忘れ検診の見込み (人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
申込者数 (受診者数)	—	—	17	500	300	300

※H29 年度欄は平成 29 年 12 月 14 日現在
(平成 30 年度は対象者を拡大する予定)

今後の方向性

もの忘れ検診（認知症検診）及び薬剤師居宅療養管理指導について、広く市民に周知していきます。

また、円滑に事業が実施できるよう、市医師会を始めとした医療、介護の関係機関と連携していきます。

2 社会で活躍できる場の充実

高齢化が急速に進展していく中、高齢者が地域社会の担い手として、就業や地域活動等へ積極的に参加してもらうことが期待されます。

このため、就業やボランティア等の多様な社会参加の場や機会を提供することで、高齢者自らが生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健康で自立した生活が送れるよう支援します。

(1) 地域社会との接点の創出

高齢者が自らの知識や経験、技能等を活かしながら、地域の中でその役割を果たしていけるよう、地域社会と接する機会を創出・提供することで、たとえ高齢化が進んでも地域全体として相互に支え合えるよう、各種施策を推進します。

① いきいき・元気サポート制度の充実

現状と課題

いきいき・元気サポート制度は、〇頁において述べたとおり、高齢者自身の生きがいの場ともなっているところですが、さらに地域社会との接点として、社会で活躍できる場ともなっています。

センターがより地域社会の中で活躍できるよう、いきいき・元気サポート制度全体の充実を図る必要があります。

■いきいき・元気センターの活動状況

(時間)

	H27年度	H28年度	H29年度
活動時間	3,503	2,805	

※H29年度欄は平成30年1月末日現在

今後の方向性

センターがより活躍の場を拡げられるよう、活動しやすい環境を整えるとともに、新たな活動の展開を積極的に図ることで、活動時間そのものの増加を目指します。

② ボランティア団体への支援（社会福祉協議会）

現状と課題

各ボランティア団体間の連携や交流などを目的とした定例会を開催し、活動に関する情報交換や、合同事業の企画等に関する話し合いを行っています。

また、ボランティアの育成支援や派遣などのほか、8団体あるボランティア団体連絡協議会の調整役として、各団体の連携や交流を図っています。

ボランティア活動の活性化のため、新たな団体の発掘や、あらゆる世代が気軽に活動できる環境づくりが必要です。

■ボランティア団体の状況

	H27年度	H28年度	H29年度
加盟団体（件）	29	30	
加盟団体構成員（人）	399	407	

今後の方向性

各種講座や教室の開催により、引き続き、個人や団体の支援、育成等に努めるとともに、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる体制づくりに努めます。

また、ボランティア団体連絡協議会の活動を積極的に情報発信することで、加盟団体の増加へつなげ、各団体のネットワークを通じてボランティア活動の活性化を図ります。

③ シルバー人材センター運営・支援（シルバー人材センター）

シルバー人材センター^{※1}は、健康で働く意欲のある原則60歳以上の方が会員となって、地域で働くことを通じ、活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、高齢者が健康で生きがいのある生活ができますことを目指しています。

市は、高齢者が自ら積極的に意義のある生産活動に従事し、それぞれが地域社会の担い手として生きがいを見出することで、いつまでも健康で自立した生活が送れるよう支援します。

※1 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設置された公益社団法人で、高齢者に対し、公共団体や企業、一般家庭などから、社会参加や地域への貢献の場として相応しい仕事を引き受け、会員に提供しています。

現状と課題

近年、少子高齢化のさらなる進展、生産年齢人口の減少などを背景に、企業・事業所、店舗等における人手・人材不足が深刻になり、また、一般家庭についても、多世代同居の減少、子育て家庭の孤立化などが進行しています。各事業分野における人手不足解消や働く世代の応援など、シニア世代が今後一層大きな役割を担うことが期待されています。

シルバー人材センターは、その一翼を担うべく、企業や事業所、店舗などの事業活動を支援し、あるいはひとり暮らし高齢者世帯や子育て家庭の生活を支えるため、継続して、会員数の維持増強、会員組織の再編、事務局の体制強化に向けた取り組みを行っています。

なお、企業における定年延長・継続雇用の実施・定着・拡大に伴い、新入会員の獲得は困難な状況で、全国的にも会員数は減少の一途をたどっており、一定の入会者数確保は引き続き大きな課題です。

■ シルバー人材センターへの登録実績と目標 (人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
登録会員数	357	357		360	360	360

今後の方向性

就業機会の拡大や新入会員の確保、組織体制の充実を通じて、会員である高齢者と家族の生活の一層の充実、企業・事業者の支援、一般家庭の生活の質的向上を目指すシルバー人材センターの取組みを引き続き支援することにより、地域の産業振興、地域社会の充実・活性化を図ることとします。

第2節 生活支援体制の充実

1 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステムを実現するためには、各人の心身や生活環境の状況などに応じ、何らかの公的支援を行うことも重要な要素です。

本市では、高齢者福祉の向上を図る観点から、様々な事業の実施を通じて、高齢者の居宅での生活を支援しています。

団塊の世代の高齢化に伴い、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯は今後も増加することが見込まれます。支援の対象となる方が増え続ける中、真に必要な方へ、必要なサービスを提供できるよう、高齢者福祉サービスを持続可能なものとしていく必要があります。

そのため、まずは高齢者自身やその家族による「自助」を基本としながら、近隣住民や地域全体の支え合いによる「互助」や「共助」でこれを補完し、なお不足する部分に対し、様々な「公助」を提供することで、自立した日常生活を営もうとする高齢者の「自助」を支援します。

（1）高齢者に関する実態の把握（情報の収集・分析）

高齢者福祉サービスの充実を図るために、在宅で暮らす高齢者等の実態について、正確に把握しておかなければなりません。

本市では、平成29年6月に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施、また、独自施策として毎年、高齢者世帯に関する情報を収集・分析することでその実態を把握し、もって高齢者福祉施策を実施するための基礎資料として活用しています。

①ひとり暮らし高齢者等の実数調査

現状と課題

民生委員の全面的な協力のもと、毎年6月に在宅高齢者に関する実態調査を行っています。地域の実情に精通した民生委員が、各戸を訪問して調査を行うため、極めて精度の高い情報を得ることができます。

その結果を最大限活用し、より適切な施策の実現につなげていくことが必要です。

■ひとり暮らし高齢者等の把握状況

(世帯)

	H27年度	H28年度	H29年度
ひとり暮らし高齢者	2,533	2,686	2,892
高齢者のみの世帯	2,994	3,164	3,399

今後の方向性

支援を必要とする高齢者の見守り活動や、緊急時における必要機関等への連絡、熱中症予防対策など、各種施策を実施するための基礎資料として、引き続き、調査を実施していくとともに、収集した情報の有効活用に努めます。

（2）高齢者の在宅生活に係る支援

地域包括ケアシステムの構築を図るために、高齢者が自立した日常生活を営めるよう支援していくことが重要です。

本市では、高齢者福祉に関する様々なサービスの実施を通じて、高齢者の在宅での生活を支援しています。

① 在宅重度要介護高齢者等介護者手当の支給

現状と課題

要介護4又は要介護5の要介護認定を受けている方を在宅で介護している介護者に対し、月額5千円の手当を支給し、当該介護者の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減を図っています。

制度を知らない方も多くいることから、制度のさらなる周知が必要です。

■在宅重度要介護高齢者等介護者手当の支給状況

	H27年度	H28年度	H29年度
利用登録者数(人)	113	121	
支給総額(千円)	4,595	5,415	

※H29年度欄は平成30年3月1日現在

今後の方向性

地域包括ケアシステムを構築する上で、在宅介護は欠くことのできない重要な要素でもあることから、引き続き、手当を支給することで、介護者の支援に努めます。

② 安心・安全情報キット及び安心・安全カードの配布

現状と課題

高齢者が急病となった際、現場に駆け付けた救急隊員が迅速かつ適切な救命活動を行えるよう、高齢者に対し安心・安全情報キット^{*1}及び安心・安全カード^{*2}を無料で配布しています。

いずれも民生委員の全面協力のもと、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯や、いわゆる日中独居^{*3}世帯のうち希望者にも配布することで、救命の現場で活用されています。

心身の状況や緊急連絡先などの情報は、定期的に更新していくことが必要です。

※1 服用薬などの医療情報や緊急時の連絡先などを記入しておくための用紙と、それを封入しておくための加工済みペットボトルを一組にしたキット

※2 外出先においてもキットと同様の効果を得られる、持ち運びの容易なカード

※3 同居する家族が仕事等で不在となることで、高齢者が日中、事実上のひとり暮らし状態となること

■安心・安全情報キット及び安心・安全カードの配布状況

	実績
平成 27 年度	ねたきり及び認知症の高齢者のほか、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯、日中独居世帯への配布及び更新
平成 28 年度	同上
平成 29 年度	同上

今後の方向性

民生委員を通じて、引き続き、新規対象者への配布を継続するとともに、配布済みの方に対する継続支援として、情報更新の呼びかけと更新作業の補助に努め、緊急時に確実に機能するよう努めます。

③ 乳酸飲料等の配達による安否確認

現状と課題

ひとり暮らし高齢者等に対し、原則手渡しで、乳酸飲料等を週3回、隔日により無料で配達することで、対象者の安否確認を行うとともに、その健康保持を図っていきます。対象者の増加が見込まれますが、制度の目的である安否確認を継続していく必要があります。

■乳酸飲料等配達サービスの実施状況

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度
利用登録者数	408	402	

※H29年度欄は平成30年3月1日現在

今後の方向性

乳酸飲料等配布物品の種類拡充によるきめ細やかな対応や、対象者要件の再検討及び適正な受益者負担の導入など、サービス内容の見直しを行い、真に必要な方に対応する制度となるように努めます。

④ 寝具の乾燥及び丸洗いの実施

現状と課題

要介護4又は5の認定を受けてから、3ヵ月以上継続した者、又は75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象として、その保健衛生の向上を図るため、寝具の乾燥及び丸洗いを年4回、実施しています。乾燥及び丸洗いに要する費用については、それぞれ所得に応じた負担額が設定されております。

利用者の大半をひとり暮らし高齢者が占めていますが、総じて利用人数は少ない状況にあります。

■寝具の乾燥及び丸洗いの実施状況

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度
利用登録者数	12	19	

※H29年度欄は平成30年3月1日現在

今後の方向性

利用者も少ないとことから、サービス自体の必要性も含めて検討を行い、適時、適切に制度の見直しを図ります。

⑤ 日常生活用具の給付

現状と課題

老人福祉法に基づく日常生活用具^{※1}は、ねたきり及びひとり暮らし高齢者の日常生活上の便宜を図るため、火災防止、或いは火災になる前の初期消火に対応するため、機器の給付を行っています。

給付に要する費用の9割を市が負担しています。

※1 電磁調理器、火災警報器、自動消火器及び老人用電話のことで、本市ではこのうち、火災警報器（H23年度末で廃止）と老人用電話（福祉電話として貸与）を除外しております。

■日常生活用具の給付状況

(台)

		H27年度	H28年度	H29年度
日常生活用具	電磁調理器	0	5	
	自動消火器	1	3	

※H29年度欄は平成30年3月1日現在

今後の方向性

対象者の要件や受益者負担の見直しを行い、制度を持続可能なものとしていくよう努めます。

⑥ 福祉電話の貸与

現状と課題

福祉電話は、低所得のひとり暮らし高齢者（生活保護法による被保護者）に対し、その孤独感の解消と安否確認に資するため、電話回線の貸与を行っています。

貸与に要する費用の全額を市が負担しています（月々の通話料は自己負担）。

■福祉電話の貸与状況

(台)

	H27年度	H28年度	H29年度
福祉電話（回線）	1	0	

※H29年度欄は平成30年3月1日現在

今後の方向性

利用者も少ないことから、サービス自体の必要性も含めて検討を行い、適時、適切に制度の見直しを図ります。

⑦ 緊急通報装置の給付

現状と課題

在宅のひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者等に日常生活上の不安等を軽減及び生活の安全確保を図るため、緊急通報装置の給付を行っています。

日常生活の多様化から対象者の拡大及び見直しを図る必要があります。

■緊急通報装置の給付

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度
緊急通報装置（新規）	46	60	

※H29年度欄は平成30年3月1日現在

今後の方向性

対象者の要件や受益者負担など、適時・適切にサービス内容の見直しを行い、制度を持続可能なものとしていくよう努めます。

⑧ 要介護者等の一時保護

現状と課題

多様化する高齢者虐待に対応するため、従前のねたきり老人等短期入所制度を改め、養護者の虐待により、高齢者が一時的な保護を必要とする場合などに、これを施設に委託し要援護高齢者や介護者の福祉の向上を図っています。

虐待事案には、迅速かつ的確な対応が求められることから、分離など一時保護が必要と判断した場合、引き続き本制度に基づき速やかに要援護高齢者の安全確保を図っていきます。

■一時保護の委託状況

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度
利用件数	0	0	

今後の方向性

制度の見直しを行ってから間もないことを踏まえ、主に虐待防止の目的を果たすために現行制度の適切な運用に努めます。

⑨ 訪問介護サービス利用者負担額の助成

介護保険法による訪問介護サービスを利用している低所得者に対し、当該サービスに要する利用者負担額の2分の1を助成することで、その経済的負担を軽減しています。助成を継続することで、引き続き、低所得者の経済的負担の軽減を図ります。

■訪問介護サービス利用者負担額の助成状況(年間延べ人数)

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度
助成人数	138	108	

※H29年度欄は平成30年3月1日現在

⑩ いきいき・元気サポーターによる生活支援（高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現状と課題

いきいき・元気サポーターは、高齢者等の日常生活に生じる困り事に対し、自身のできる範囲で手を差し伸べ、様々な支援を行います（○頁及び○頁に関連記載）。

利用の登録をしている方は、30分350円の低料金で支援を受けることができ、派遣の調整等の諸事務については、委託により社会福祉協議会が担っています。

利用登録者がより気軽に支援を受けられるよう、いきいき・元気サポート制度全体の充実を図る必要があります。

今後の方向性

サポーターがより活動しやすい環境を整えるとともに、利用する側の期待や需要に応えられるよう、新たな活動の展開をや制度のさらなる周知を積極的に図ることで、サポーター及び利用登録者の増加を目指します。

■いきいき・元気サポート制度の利用実績と目標

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
利用登録者数	220	236		330	380	430

※H29年度欄は平成30年3月1日現在

⑪ 車いすの貸出し（社会福祉協議会）

要介護・要支援の認定を受けた高齢者のうち、要支援1、要支援2または要介護1の方に対し、車いすを6か月間、無料で貸し出しています（ただし、消毒料・メンテナンス料として自己負担金が別途必要）。

引き続き、無料での貸出しを実施していきます。

■車いす貸出しの実績と見込み

(件)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
貸出し件数	60	91		75	80	75

⑫ 福祉車両の貸出し（社会福祉協議会）

日常的に車いすを利用している高齢者等に対し、車いすのまま乗降できる福祉車両の貸出しを無料（燃料費のみ実費負担）で行っています。運転手を確保することが難しい場合は、運転を行うボランティアの派遣も行っています。

貸出しを継続することで、引き続き、移動の支援に努めるとともに、利用者の需要に応えるため、運転ボランティアの充実を図ります。

■福祉車両貸出しの実績と見込み

(件)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
貸出し件数	91	109		130	140	150

⑬ 訪問理美容サービスの実施（社会福祉協議会）

介護保険法による要介護認定を受けた高齢者のうち、要介護3から要介護5の方に対し、理容師または美容師が居宅を訪問し、調髪などのサービスを提供しています。

サービス利用券（2,500円分）の額を超えた分は自己負担となります。募金の配分金を原資とした事業であるため、実施時期を毎年10月1日から翌年3月末日までの6か月間に限定しています。

引き続き、サービスを実施していきます。

■訪問理美容サービスの実績と見込み

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
利用者数	18	19				

⑭ 宅配電話帳の作成及び配布（商工観光課・高齢者福祉課）

上記に掲げた各種取り組みのほか、商業活動の振興及び高齢者の利便性の向上を図るため、商工観光課が行田商工会議所等と連携し、日用品の宅配や訪問理容等のサービスを行う事業者を掲載した「宅配電話帳」を作成しました。

平成29年9月、民生委員の全面的な協力を得て、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対して配布を行いました。

2 高齢者福祉施設の充実

地域包括ケアシステムを構築する5つの要素（医療・介護・予防・住まい・生活支援）のうち、高齢者福祉施設^{*1}は「住まい」だけでなく、全ての要素に関わる「基盤」となるものです。その種別や範囲は複雑かつ多岐にわたりますが、主なものとして、老人福祉法による老人福祉施設と、介護保険法による介護保険施設とに大別することができます。

老人福祉施設とは、老人福祉法第5条の3により規定された施設のことで「老人デイサービスセンター」「老人短期入所施設」「養護老人ホーム」「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム」「老人福祉センター」「老人介護支援センター」の7類型があります（次頁及び○頁において詳解）。

介護保険施設は、介護保険法に基づく施設として、同法第8条第25項において「指定介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」の2類型が定義されています（○頁において詳解）。

それ以外にも、老人福祉法による「有料老人ホーム」や、高齢者の居住の安定確保に関する法律による「サービス付き高齢者向け住宅」があるほか、法律によらない施設として「高齢者生活福祉センター」^{*2}があります。

また、公営住宅法による公営住宅についても、住宅に困窮する低所得者の福祉の増進という目的や、その入居者を高齢者が寡占する実態に鑑みれば、広義において高齢者福祉施設と捉えることができます。

これらのことから、まさに「住まい」は福祉の根幹を成す要素であり、高齢者福祉と密接不可分の関係にあると言えますが、複数の法律による様々な施設があり、同じ施設であっても、別の法律で位置付けられることで呼称が変わり、さらに別の役割を付加されるなど、重層的な仕組みとなっています。

また、各施設の設置・運営主体も、市町村や社会福祉法人、民間事業者など様々で、利用者の心身やその置かれた環境等により、入所・入居できる施設も異なってくるため、それぞれの違いや関係性を一見して理解することは困難です。

このように、体系が複雑で分かりにくい各種施設について、次頁から一覧にして概説することで、これらを理解するための一助とするものです。

※1 高齢者福祉に関する各種施設等を総称した表現として使用しています（各種法律に基づく用語ではありません）。

※2 厚生省老人保健福祉局長通知（平成12年9月27日老発第655号）による「高齢者生活福祉センター運営事業」を実施する施設のことで、生活支援ハウスとも呼ばれます。

■老人福祉施設

施設の種類	概 要	設置主体
老人デイサービスセンター	<p>老人※¹に対して入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を提供する施設です。下記の方が利用できます。</p> <p>①やむを得ない事由から、介護保険法による通所介護等の利用が著しく困難であると認められる方*</p> <p>②介護保険法その他政令で利用を認められた方</p>	・都道府県 ・上記以外の者(市区町村、事業者等)
老人短期入所施設	<p>養護者の疾病その他の理由から居宅での介護を受けることが一時的に困難となった場合において、老人を短期間入所させ養護するための施設です。下記の方が利用できます。</p> <p>①やむを得ない事由から、介護保険法による短期入所生活介護等の利用が著しく困難であると認められる方*</p> <p>②介護保険法その他政令で利用を認められた方</p>	
養護老人ホーム (特 定 施 設)	<p>環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な老人を入所させ、養護するための施設で、市町村が入所または入所委託の措置を採ります。</p> <p>入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加できるよう、必要な指導、訓練その他の援助を行います。</p> <p>なお、介護保険法では「特定施設」として位置付けられ、要介護者に対して特定施設入居者生活介護※²を行うことができます。</p>	・都道府県 ・市町村及び地方独立行政法人
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	<p>常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な老人を養護し、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う施設です。下記の方が入所できます。</p> <p>①やむを得ない事由から、介護保険法に基づく介護老人福祉施設(地域密着型を含む)に入所することが著しく困難であると認められる方*</p> <p>②介護保険法その他政令で利用を認められた方</p> <p>なお、介護保険法では「介護老人福祉施設」として位置付けられています。</p>	・社会福祉法人

■老人福祉施設（前頁のつづき）

施設の種類	概 要	設置主体
軽費老人ホーム ケアハウス (特定施設)	<p>無料または低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上の必要な便宜を供与する施設です。ケアハウスと呼ばれるC型を基本として、旧来からのA型（食事提供あり）・B型（食事提供なし）を含む3類型が並存します。</p> <p>いずれも、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことに不安があると認められ、かつ、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が入所できます。</p> <p>なお、介護保険法では「特定施設」として位置付けられ、要介護者に対して特定施設入居者生活介護を行うことができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・社会福祉法人
老人福祉センター	<p>無料または低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるとともに、その健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設です。</p> <p>本市では、条例により原則60歳以上の方が利用できます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県
老人介護支援センター	<p>地域における老人福祉に関する諸問題について相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅で介護を受ける老人と市町村、事業者などとの連絡調整その他の援助を総合的に行うための施設のことです。</p> <p>おおむね65歳以上の要援護高齢者等及びその家族等が利用できます。</p> <p>なお、市町村はその設置者に対し、介護保険法による「包括的支援事業」を委託することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の者(市区町村、事業者等)

※これらの方々は、市町村が当該措置を探ることで利用可能となるものです。

※1 老人福祉法に基づく表記

※2 特定施設の入居者（要介護者）に対し、当該施設が、その提供するサービスの内容等を定めた計画に基づいて行う入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

■介護保険施設

施設の種類	概 要	設置主体
指定介護老人福祉施設	介護保険法に基づく都道府県知事の指定を受けた介護老人福祉施設 ^{※1} をいいます。	・都道府県 ・市町村及び地方独立行政法人 ・社会福祉法人
介護老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいいます。	・地方公共団体、医療法人及び社会福祉法人 ・厚生労働大臣の認定を受けた事業者
指定介護療養型医療施設 ※法律上は廃止済	急性期の治療は終わったものの、医学的管理の下で長期療養が必要な人のための医療施設です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどを受けることができます。 都道府県知事が指定していましたが、平成 24 年度の介護保険法の改正により新設は不可となっています。 なお、現行の介護療養病床の経過措置期間については、6 年間延長（平成 35 年度末）されました。	※新設不可

※1 老人福祉法による特別養護老人ホームであって、当該施設に入所する要介護者に対し、介護福祉施設サービス（入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話）を行うことを目的とする施設

■その他の施設等

施設の種類	概 要	設置方法等
有料老人ホーム (特定施設)	<p>老人を入居させ、入浴及び排せつや、食事の介護及び提供、その他の日常生活上必要な便宜(介護等)を提供する事業を行う施設です。</p> <p>なお、介護保険法では「特定施設」として位置付けられ、要介護者に対して特定施設入居者生活介護を行うことができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に基づく届出を都道府県知事に行うことでの設置が可能
サービス付き高齢者向け住宅 (一部は特定施設)	<p>サービス付き高齢者向け住宅事業^{※1}を行う賃貸住宅または有料老人ホームです。下記の要件のいずれかに該当する方が入居できます。</p> <p>①60歳以上の方 ②介護保険法による要介護・要支援認定を受けた60歳未満の方で、下記のいずれかに当てはまる方 (1)単身であること (2)同居者が配偶者、60歳以上の親族(配偶者を除く)、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族、または特別の事情から同居の必要を都道府県知事が認める方であること</p> <p>なお、介護保険法では、その一部が「特定施設」として位置付けられ、要介護者に対して特定施設入居者生活介護を行うことができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録を都道府県知事に行することで、事業運営が可能
高齢者生活福祉センター (生活支援ハウス)	<p>高齢等により居宅での生活に不安のある方に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する「高齢者生活福祉センター運営事業」を行う施設(生活支援ハウス)です。</p> <p>居住機能については、原則60歳以上のひとり暮らしの方、家族による援助を受けることの困難な方等に対して提供することとされています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施主体となり事業運営が可能(一部を指定通所介護事業所等へ委託可)

※1 高齢者等を入居させ、その心身の状況に応じた一時的な便宜を供与する状況把握サービスや、入居者からの相談に対して必要な助言を行う生活相談サービス、日常生活を営むために必要な福祉サービス等を提供する事業

(1) 施設整備の方針

本市では、これまで、高齢者福祉施設の充実と適正なサービスの提供に努めてきたところですが、今後、さらなる高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者や単身の高齢者が増加することにより、その需要はより増していくことが見込まれます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域の特性に応じた地域密着型サービスによる在宅生活支援機能の充実を図るとともに、地域医療構想における介護施設、在宅医療等の追加的需要への対応や介護離職対策に係るサービスの充実も求められております。

一方で、介護保険制度を持続可能なものとするためには、介護保険料とのバランスを見極めつつ、各種施設の設置・運営を効率的かつ効果的に行うことが必要です。

今後は、利用者の動向や、老人福祉圏域の施設整備の状況なども踏まえながら、真にサービスを必要としている方へ適切なサービスが提供できるよう、検討していきます。

(2) 施設整備の現状

第6期計画期間(平成27年度～29年度)においては、特別養護老人ホーム2施設(100床ずつの計200床)、有料老人ホーム3施設(定員53人、15人87人の計155人)の新設及びサービス付き高齢者向け住宅1事業所(25戸)が事業開始しました。

また、地域密着型特別養護老人ホーム1施設(25床)を新設しました。

主な施設等の整備状況については、下表のとおりです。

■主な高齢者福祉施設の設置等の状況(平成29年2月末現在)

	施設等の数	定員等の数
養護老人ホーム(特定施設)	0	0
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	6	570
地域密着型特別養護老人ホーム	1	25
軽費老人ホーム(特定施設)	1	80
ケアハウス(特定施設)	2	140
介護老人保健施設	2	160
有料老人ホーム(特定施設)	5	195
サービス付き高齢者向け住宅(一部、特定施設)	5	190

（3）施設整備の計画

老人福祉施設のうち、老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設については、介護保険事業者により多数の事業所が設置・運営されていることから、老人福祉法に基づく利用の措置を探る必要が生じた場合には、引き続き、当該事業所を利用できるよう調整します。

また、老人介護支援センターについては、介護保険法に基づく地域包括支援センターにより、引き続き、その機能を代替・補完することで対応します。

高齢者生活福祉センター運営事業を行う施設（生活支援ハウス）については、各種高齢者福祉施設や、本市及び社会福祉協議会による高齢者福祉サービス、介護保険事業者による介護保険サービス等により、その果たすべき機能を代替することで対応し、新たな設置・運営は計画しません。

上記以外の高齢者福祉施設については、第7期計画期間における整備計画を下記のとおり定めます。

ア 老人福祉施設

① 養護老人ホーム

本市が設置・運営していた「大寿荘」は、利用状況や施設の老朽化等を勘案し、平成23年度末をもって廃止しました。このため、市内に養護老人ホームはありません。

老人福祉法に基づく入所措置を必要とする事例が発生した場合には、引き続き、近隣市等の養護老人ホームへ入所委託の措置を探ることで対応し、新設は計画しません。

② 特別養護老人ホーム

市内には6施設（緑風苑・おきな・まきば園・ふあみいゆ行田・雅・行田さくらそう）があり、いずれも社会福祉法人が運営しています。

第6期計画期間において、2施設（計200床）を整備したことから、利用者の状況や老人福祉圏域の整備率等を総合的に勘案し、新設・増設は計画しません。

なお、老人福祉法に基づく入所措置を必要とする事例が発生した場合には、既存の施設等に入所委託の措置を探ることで対応します。

③ 軽費老人ホーム・ケアハウス

市内には軽費老人ホームとして1施設、ケアハウスとして2施設の計3施設があり、いずれも社会福祉法人が運営しています。

利用者の状況等を総合的に勘案し、新設・増設は計画しません。

■軽費老人ホーム（特定施設）の定員数の実績と計画

(人)

	第6期実績			第7期計画		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
行田グリーンホーム	80	80	80	80	80	80
計	80	80	80	80	80	80

■ケアハウスの定員数の実績と計画

(人)

	第6期実績			第7期計画		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
ケアハウスまきば園	50	50	50	50	50	50
ケアハウス緑風苑	90	90	90	90	90	90
計	140	140	140	140	140	140

④ 老人福祉センター

市内には2施設（大堰永寿荘・南河原荘）があり、いずれも本市が運営しています。施設の運営については、指定管理者制度により社会福祉協議会へ委託し、効率的な運営とサービスの向上に努めていますが、両施設とも開設以来、30年以上を経過しているため、老朽化が目立っています。

また、いずれも市北部に立地しており、交通利便性が高くななどの地理的・交通的な要因から、利用者の分散、減少及び固定化が進んでおり、施設のあり方そのものについても検討していきます。

高齢者の健康増進や交流の場として重要な施設ではありますが、その利用状況や費用対効果などを総合的に勘案・検証しながら、必要に応じて見直しを図っていきます。

■老人福祉センターの利用状況

(人)

		H27年度	H28年度	H29年度
延べ利用者数	永寿荘	12,912	11,898	
	南河原荘	7,627	6,257	
1日平均利用者数	永寿荘	53	49	
	南河原荘	32	26	

※H29年度欄は平成30年2月末日現在

イ 介護保険施設

① 指定介護老人福祉施設

市内には6施設があり、いずれも社会福祉法人が運営しています。

第6期計画期間において、2施設（計200床）を整備したことから、利用者の状況や老人福祉圏域の整備率等を総合的に勘案し、新設・増設は計画しません。

■指定介護老人福祉施設の定員数の実績と計画

(人)

	第6期実績			第7期計画		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
緑風苑	100	100	100	100	100	100
おきな	100	100	100	100	100	100
まきば園	80	80	80	80	80	80
ふあみゅゆ行田	90	90	90	90	90	90
雅	－	100	100	100	100	100
行田さくらそう	－	－	100	100	100	100
計	370	470	570	570	570	570

② 介護老人保健施設

市内には2施設があり、社会福祉法人及び社会医療法人がそれぞれを運営しています。

利用者の状況等を総合的に勘案し、新設・増設は計画しないものとします。

■介護老人保健施設の定員数の実績と計画

(人)

	第6期実績			第7期計画		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
グリーンピア	80	80	80	80	80	80
ハートフル行田	80	80	80	80	80	80
計	160	160	160	160	160	160

③ 指定介護療養型医療施設

市内において、当該施設は設置・運営されていません。

④ 介護医療院

平成 30 年度から創設される新たな施設類型として、慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えたものです。

埼玉県が実施した平成 32 年度末時点での医療療養病床及び指定介護療養型医療施設における介護保険施設等への転換の意向調査では、市内において、当該施設の設置予定はありません。

ウ その他の施設

① 有料老人ホーム

市内には 5 施設（介護付 2 、住宅型 3 ）が整備されており、いずれも民間事業者が運営しています。

引き続き、新設・増設を希望する事業者の状況把握に努めるとともに、利用者の状況等を総合的に勘案し、必要に応じて検討していきます。

■有料老人ホームの定員数の状況 (人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
さつきホーム（介護付）	32	32	32
あすか行田（住宅型）	8	8	8
イリーゼ行田（介護付）	53	53	53
住宅型有料老人ホーム美咲郷（住宅型）	15	15	15
ヴィラージュショウエイ B 棟（住宅型）	-	87	87
計	108	195	195

※入居開始時期とは必ずしも一致しない場合があります。

② サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、入居者が、自らの意向に沿った医療・介護サービスを自由に選択できる機会が確保された上で、医療・介護サービスとの適切な連携が図られることが重要であります。

市内には5か所が登録されており、いずれも民間事業者が運営しております。

今後は、まちづくりとの整合性や地域における高齢者住宅の需要などを総合的に勘案し、必要に応じて検討していきます。

■サービス付き高齢者向け住宅の登録状況

(戸)

	H27年度	H28年度	H29年度
ヴィラージュショウエイA棟	60	60	60
ふるさとホーム行田	33	33	33
ワールドステイ一期の家行田持田	39	39	39
ふるさとホーム行田第弐	33	33	33
ひだまりの家行田	25	25	25
計	190	190	190

※入居開始時期とは必ずしも一致しない場合があります。

3 高齢者への虐待防止対策等の強化

高齢者への虐待は、その背景や原因の複雑さ、対応の困難さなどから深刻な問題となっており、高齢者の尊厳を保持するための対策が急務となっています。また、虐待に至る要因が重なれば重なるほど深刻化しやすく、解決も困難になると考えられます。

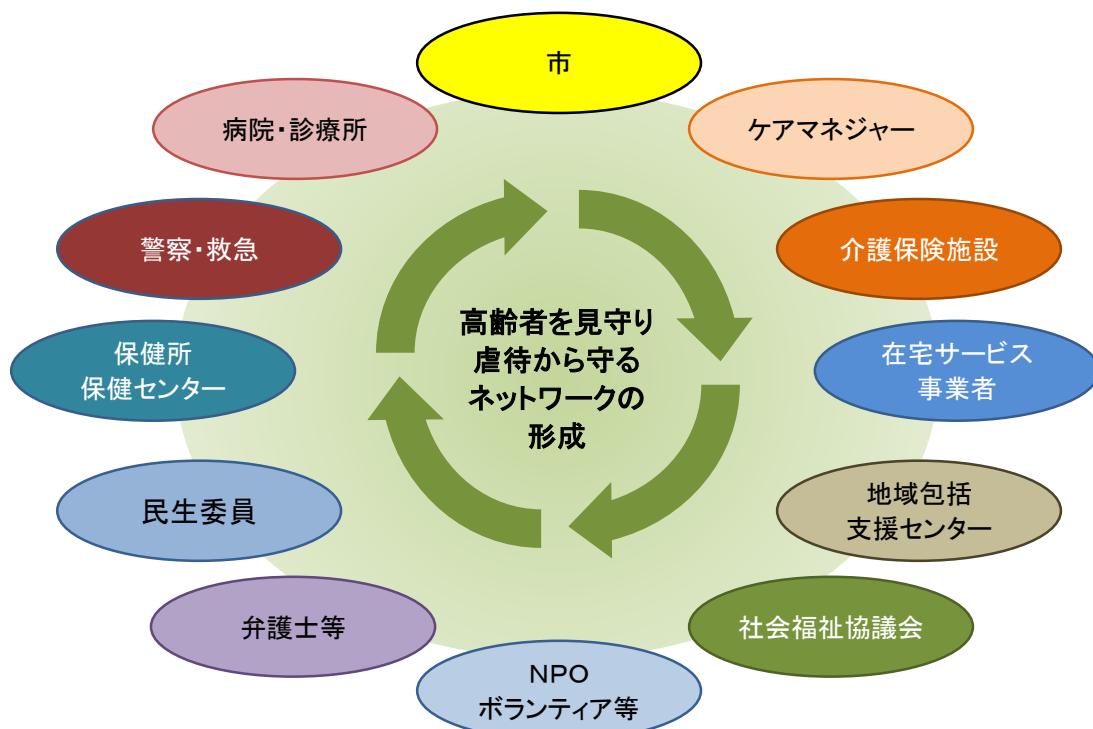
市では、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、「行田市高齢者虐待対応マニュアル（平成27年3月作成）」を作成し、虐待を早期に発見し、関係機関と連携し、高齢者の安全確保や生活支援、さらに養護者に対する介護負担の軽減等の支援を行っています。

また、認知症などにより日常生活の判断に不安を感じる高齢者も増加していることから、これらの方々の権利擁護を図ることは、これまで以上にその重要性が増しています。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送るためには、互助としての地域での見守りや、公助としての各種福祉サービスの提供、金銭管理の援助等により、重層的な支援を行っていく必要があります。

さらに、判断能力の低下した認知症高齢者などのうち、身寄りがない方など、当事者による対応が難しい場合においては、成年後見制度の利用を確保するため、当事者に代わり後見開始の審判の請求を行う必要があります。

高齢者の尊厳を確保し、かつ、安心した生活に寄与することができるよう、虐待対策及び権利擁護体制の充実に努めます。



(1) 高齢者の権利擁護体制の整備

① ふれあい見守り活動の推進（福祉課・高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現状と課題

高齢者等の抱える様々な生活課題に対し、個別の支援へつなげられるよう、自治会や民生委員など、地域の支援者が中心となり「ささえあいマップ」を作成し、見守り活動や実態把握等を行っています。

また、孤立死や虐待等の発生を未然に防止するため、新聞配達や宅配業者等の民間事業者との間で「地域安心ネットワーク協定」を締結し、対象者を複数の目で見守る有機的連携の仕組みを構築しています。

さらに、見守りだけでなく、要援護高齢者を具体的な支援へつなげられるよう、民生委員や地域包括支援センター相談協力員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係者による「地域支援ネットワーク会議」を開催しすることにより、情報の共有を図り、多角的・重層的な支え合いの仕組みを整えています（〇頁において詳述）。

ささえあいマップの作成では、自治会による取組み状況の差異をなくしていくことが課題です。

■ふれあい見守り活動の活動状況

	概 要	実績他
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none">①ささえあいマップの作成・更新作業②地域懇談会の開催③地域安心ネットワーク会議の開催④地域支援ネットワーク会議の開催	<ul style="list-style-type: none">①28 自治会で実施②15 回開催③2回開催（36 団体参加）④28 回開催
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none">①ささえあいマップの作成・更新作業②地域安心ネットワーク協定の締結③地域支援ネットワーク会議の開催	<ul style="list-style-type: none">①36 自治会で実施②11 事業者との間で締結③40 回開催
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none">①ささえあいマップの作成・更新作業②地域安心ネットワーク協定の締結③地域安心ネットワーク会議の開催④地域支援ネットワーク会議の開催	<ul style="list-style-type: none">①31 自治会で実施②3 事業所との間で締結③1 回開催④33 回開催

今後の方向性

社会福祉協議会と連携しながら、引き続き、ささえあいマップの更新、協定締結事業所の拡大及び当該事業所との連絡会議の開催の3点を重点的に、支え合いの仕組みづくりに取り組んでいきます。

② 高齢者虐待対策の推進

現状と課題

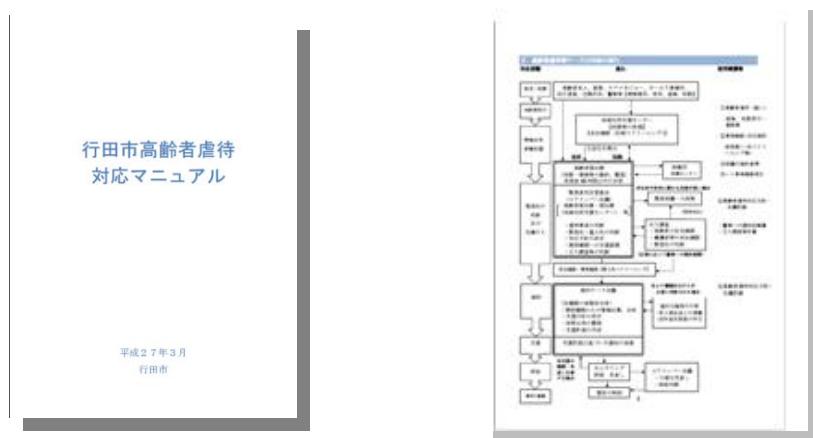
虐待事案に対しては迅速かつ的確な対応が求められることから、虐待の早期発見のために必要となる取り組みや虐待が発生した場合の通報から高齢者本人や養護者への支援への流れ、関係機関の役割等を明記した「行田市高齢者虐待対応マニュアル（平成27年3月作成）」を作成し、本マニュアルに基づいた対応により虐待の早期発見・早期解決を図っています。

また、虐待を未然に防ぐため、高齢者虐待についての正しい知識や認知症への理解、養護者支援等をマニュアルに記載するとともに、行田ケアマネ連絡会、民生委員協議会、公民館等における講演等で周知を行っています。「行田市高齢者虐待対応マニュアル（平成27年3月作成）」には、早期発見への取り組みや虐待が発生した場合に、通報から高齢者本人や養護者の支援への流れ、関係機関の役割等を明記し、虐待への対応を行っています。

今後の方向性

虐待事例の早期発見・早期対応のためには、市や地域包括支援センター、民生委員だけでなく、地域住民や介護事業者等の協力が不可欠であることから、市や地域包括支援センター等に速やかに相談や通報ができるような体制を整備し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「行田市高齢者虐待対応マニュアル（平成27年3月作成）」に基づき迅速に対応することで、高齢者の安全確保及び虐待の解決を図ります。

また、必要に応じて老人福祉法による措置を講じるとともに、民法及び老人福祉法の規定に基づき、後見開始の審判の請求を行うなど、適時・適切に対処していきます。



③ 老人福祉法に基づく入所委託の措置

現 状

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護または介護を受けることが困難な老人について、老人福祉法に基づく入所委託の措置を採っています。

今後の方向性

家族関係や人間関係の多様化・希薄化等により、入所委託の措置を採るべき対象者は、潜在的なものも含めて増加していくことが見込まれます。

事例が発生した際には、老人福祉法の主旨に則り、適時・適切に対処していきます。

④ 成年後見制度に関する体制の整備及び啓発の推進

現状と課題

後見開始の審判の請求を円滑に実施できるよう、社会福祉士等の専門職を配置するとともに、その育成・活用を図っています。

また、市民の成年後見制度に関する理解や認識を高められるよう、相談窓口におけるリーフレットの配布や講演会等の開催を行っています。

高齢化の進展や家族形態の変化等に伴い、後見を必要とする高齢者は増加が見込まれることから、それに対応できるだけの体制を常に確保し続けるとともに、市民への啓発をさらに推し進める必要があります。

今後の方向性

老人福祉法の規定に基づき、引き続き、後見等を行うことのできる職員の育成・活用に努めるとともに、リーフレットの配布や講演会の開催等を通じて、さらなる普及啓発を図ります。

⑤ 法人後見事業の推進（社会福祉協議会）

現状と課題

認知症等により判断能力の十分でない高齢者等のため、成年後見制度に関する相談や申立て手続きに関する支援を行うとともに、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、当事者の財産の管理や身上監護を行っています。

■法人後見事業の実施状況 (件)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
相談件数	19	29		20	20	20
申立支援件数	2	6		5	5	5
受任件数	1	1		2	3	3

今後の方向性

高齢化の進展に伴い、後見を必要とする高齢者も増加が見込まれることから、引き続き、法人後見事業を推進していきます。

⑥「あんしんサポートねっと」の推進（社会福祉協議会）

現状と課題

社会福祉法による福祉サービス利用援助事業として、判断能力の十分でない高齢者等に対し、福祉サービスを適切に利用できるよう援助するとともに、日常的な金銭管理等を行っています。

個別のサービス利用では問題を解決できない方々を支援できるため、消費者被害や親族等による金銭搾取が見つかる場合や、支払いを巡る事業者との揉め事の解消につながる場合もあるなど、副次的効果も生み出しています。

高齢化等を背景とした対象者の増加に伴う潜在的・顕在的な需要に対し、しっかりと応じられる体制を整えていく必要があります。

■あんしんサポートねっと（福祉サービス利用援助事業）の内容

福祉サービス利用援助	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービスに関する情報提供・相談・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助・福祉サービスの援助
日常生活上の手続き援助	<ul style="list-style-type: none">・日常生活において必要となる各種届出や申込み等の援助
日常的金銭管理	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービスの利用料を支払う手続きの援助・税金や社会保険料、公共料金等の支払いの援助・年金や各種手当等の受領及び生活費の運搬
書類等預かりサービス	<ul style="list-style-type: none">・預貯金通帳や不動産の権利証、各種契約書類等の管理・実印や銀行印等の管理

今後の方向性

対応する生活相談員の確保・育成を図るとともに、引き続き、支援を必要とする方を適切に把握できるよう努めます。また、利用者の状態変化に応じて成年後見制度へとつなげられるよう、市当局との連携を図ります。

■あんしんサポートねっとの実績と見込み

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
相談件数（件）	19	16		20	20	20
利用者数（人）	29	36		45	48	50
生活支援員数（人）	4	4	5	6	6	6

※相談件数は延べ件数